



# 茨城県報

号外第 21 号

平成22年 3 月29日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領の一部改正（廃棄物対策課） ..... 1

茨城県保健医療計画に基づく病院の開設等に関する指導要綱の一部改正（厚生総務課） ..... 9

病院の開設等に関する事前協議の受付（厚生総務課） .....10

### 公 告

( 監 査 委 員 )

定期監査の公表.....19

財政的援助団体等の監査の公表.....23

## 告 示

### 茨城県告示第396号

廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領（平成10年茨城県告示第751 - 2号）の一部を次のように改正する。

平成22年 3 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 目的中「条例第17号平成19年 3 月27日公布，平成19年10月 1 日施行」を「茨城県条例第17号」に改める。
- 2 定義中「第137号」の次に「。以下「法」という。」を加える。
- 2 定義の(1)中「産業廃棄物又は一般廃棄物」を「廃棄物のみ」に改める。
- 2 定義の(4)中「政令第 5 条」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第 5 条」に改める。
- 2 定義の(5)中「又は小型の自社焼却施設」を削る。
- 3 事前審査の対象者中「事業者の設置する政令第 7 条第 1 号から第13号の 2 まで及び第14号口に規定する最終処分場又は特定小型焼却施設に係るものにあつては，地方総合事務所長。3 ただし書， 7 (5)ウ及び(8)オ」を「自社処理施設であつて政令第 5 条に規定する施設，政令第 7 条に規定する施設（政令第 7 条第14号イ及び八に規定する最終処分場を除く。）又は特定小型焼却施設に該当する施設にあつては，県民センター長又は県民センター総室長。3 ただし書， 7 (6)ウ及び 8 (2)オ」に改める。
- 3 事前審査の対象者の(4)中「及び」を「又は」に改め，「追加すること」の次に「(生活環境への負荷が増大しないと認められるものを除く。）」を加える。
- 4 事前審査の内容の(1)ア中「第 7 条第 5 項第 4 号の規定」を「第14条第 5 項第 2 号に規定する内容」に改める。

4 事前審査の内容の(4)中「地元住民、周辺住民」を「地元住民等、周辺住民など」に改め、「8(1)の同意に関すること」を削る。

6 立地条件中「又は特定小型焼却施設」を削る。

6 立地条件の(2)中「第13条」を「第21条」に改める。

6 立地条件の(13)中「第57条の2」を「第93条」に、「第69条」を「第109条」に、「第83条の3」を「第143条」に改める。

7 事前審査の手続の(1)ア中「但し、」を削り、「、事業計画概要書1部を市町村長に」を削る。

7 事前審査の手続の(1)のエからキまでを次のように改める。

エ 市町村長は、8(1)に定める者以外の者についても同意を取得させようとするとき又は8(1)に定める者の一部若しくは全部の者の同意を不要とする取扱いとするとき(8(2)に該当する場合を除く。)は、7(1)ウの通知を行う前に知事と協議して了解を得るものとする。

オ 市町村長は、ウにより意見の内容を事業計画者に通知したあと、当該事業計画についての地元住民等に対する説明会の開催、8(1)で定める同意の取得を必要とする地元関係者(7(1)エにより新たに同意の取得を必要とされた者を含む。以下、7内において同じ。)の範囲、土地利用計画との整合及び処理施設周辺の生活環境への配慮について事業計画者に対して指導するものとする。

カ 知事は、市町村長と協議のうえ、自ら2(6)に該当すると主張する者を、地元住民等とすることができる。

キ 事業計画者は、市町村長の指導に基づき地元住民等に対する説明会を開催し、その結果を書面により市町村長に報告するものとする。

7 事前審査の手続の(1)ク中「知事」の次に「及び市町村長」を加える。

7 事前審査の手続の(1)ケ中「知事及び市町村長の指導」を「市町村長からウによる通知」に、「同意の取得を必要とする」を「8(1)で定める」に改める。

7 事前審査の手続の(2)ア中「地元調整が困難になったときは、」を削る。

7 事前審査の手続の(3)中「その職員に」を削り、「行わせる」を「行う」に、「求めるものとする」を「求めることができる」に改める。

7 事前審査の手続の(4)ア中「しなければならない」を「するものとする」に、「正本を添付」を「正本を提出」に改める。

7 事前審査の手続の(4)イ中「及び同意書」を「並びに同意書」に改める。

7 事前審査の手続の(5)中「提出しなければならない」を「提出するものとする」に、「(5)ア」を「(6)ア」に、「事業計画書を提出する場合には、(3)イにより市町村長の確認を受けた調整状況調書の正本1部及び副本25部を添付しなければならない」を「事業計画書の正本には、(4)イにより市町村長の確認を受けた調整状況調書の正本を、また、事業計画書の副本には当該調整状況調書の写しをそれぞれ添付するものとする」に改める。

7 事前審査の手続の(6)中「確認」を「審査」に改める。

8 同意取得の(1)中「7(1)イ」を「7(1)オ」に改める。

8 同意取得の(2)中「、周辺住民」を「、8(1)で定める者」に改める。

8 同意取得の(2)イ中「若しくは」を「又は」に改め、「変更を行う場合」の次に「(3(4)に定める事業に係る行為を除く。)。ただし、3(5)で定める既に事前審査を受けた処理施設に係る敷地の拡張等の計画の変更であって、当該変更が処理施設の軽微な変更である場合には、拡張後の敷地を基準として8(1)ア及びイに該当する者(既に同意を取得している者を除く。)から同意を取得するものとする。」を加える。

8 同意取得の(2)ウ中「但し、300メートル以内に工業専用地域以外の地域が含まれる場合は、当該工業専用地域外について、同意取得を要する」を「ただし、8(1)ウに定める者並びに当該工業専用地域外に存する8(1)ア及びイに

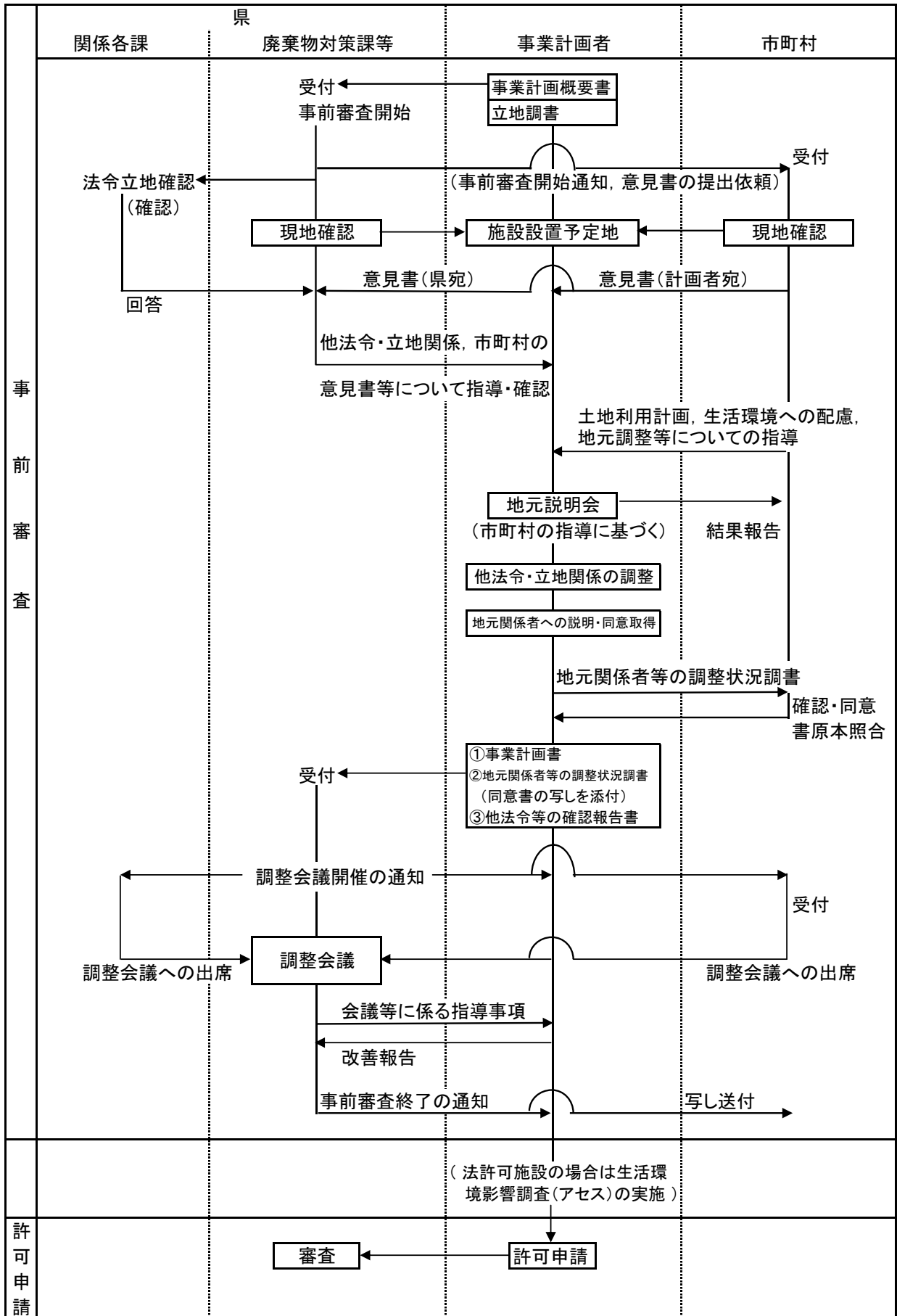
定める者については同意を取得するものとする」に改める。

8 同意取得の(2)エ中「事業計画者の責めに帰することのできない理由により周辺住民の同意が得られない場合」を「公益上の理由などにより」に改める。

9 事前審査の失効の(2)中「知事」の次に「が」を加える。

事前審査手順図を次のように改める。

### 事前審査手順図



## 様式第 1 号中

「茨城県知事  
市町村長 殿」を  
「茨城県知事 殿」に改める。

## 様式第 1 号の 事業概要の項協議項目の欄中

「3 計画地 市 町 大字 字 番地 の次に  
郡 村 (全地番) 」  
「 計画地の敷地面積 ( )  $m^2$  」 を加える。

様式第 1 号の 事業概要の項協議項目の欄中 4 処理施設の種類及び規模を次のように改める。

## 4 処理施設の種類及び規模

(1) (産業廃棄物・一般廃棄物) 最終処分場 [安定・管理・遮断型]

ア 埋立面積 ( )  $m^2$  イ 埋立容積 ( )  $m^3$

(2) 産業廃棄物処理施設 (法施設)

[脱水・乾燥・焼却・破碎・その他 ( )]

・ 処理能力 ( )  $m^3$  (t) / 日 ( 時間)

(3) ごみ処理施設 [焼却・破碎・その他 ( )]

・ 処理能力 ( )  $m^3$  (t) / 日 ( 時間)

(4) 指定処理施設 [ 施設]

・ 処理能力 ( )  $m^3$  (t) / 日 ( 時間)

(5) 特定小型焼却施設

ア 火床面積 ( )  $m^2$

イ 焼却能力 ( ) kg / 時間 ( t (kg) / 日)

(6) 積替保管施設 [保管の有・無]

ア 保管容量 ( )  $m^3$  (t) イ 保管場所の面積 ( )  $m^2$

様式第 1 号の別表 2 の表中「県内」を削り、「県外排出事業者」を「処分先」に改める。

様式第 1 号の添付書類の(1) 能力に関すること。の項中「ウ 資金計画書及び納税証明書 (所得税若しくは個人事業税又は法人税若しくは法人事業税)」の次に「エ 事業計画者が法第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約する書面」を加える。

様式第 1 号の添付書類の(2) 施設に関すること。の項中「中間処理施設」を「産業廃棄物処理施設」に改め、「ごみ処理施設」の次に「指定処理施設」及び「特定小型焼却施設」を加える。

様式第 2 号の 5 処理施設の種類及び規模を次のように改める。

## 5 処理施設の種類及び規模

(1) (産業廃棄物・一般廃棄物) 最終処分場 [安定・管理・遮断型]

ア 埋立面積 ( )  $m^2$  イ 埋立容積 ( )  $m^3$

(2) 産業廃棄物処理施設 (法施設)

[脱水・乾燥・焼却・破碎・その他 ( )]

・ 処理能力 ( )  $m^3$  (t) / 日 ( 時間)

(3) ごみ処理施設 [焼却・破碎・その他 ( )]

・ 処理能力 ( )  $m^3$  (t) / 日 ( 時間)

(4) 指定処理施設 [ 施設]

・ 処理能力 ( )  $m^3$  ( t ) / 日 ( 時間)

(5) 特定小型焼却施設

ア 火床面積 ( )  $m^2$

イ 焼却能力 ( ) kg / 時間 ( t ( kg ) / 日)

(6) 積替保管施設 [保管の有・無]

ア 保管容量 ( )  $m^3$  ( t ) イ 保管場所の面積 ( )  $m^2$

様式第 2 号の 6 取扱品目中「ウ ガラスくず及び陶磁器くず」を「ウ ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず」に改める。

様式第 2 号の裏面を次のように改める。

(裏面)

添付図面	<p>1 施設計画地の位置図 (縮尺 1 / 25,000 ~ 1 / 10,000)</p> <p>2 施設計画地付近の見取図  (縮尺 1 / 2,000程度 区域周辺500mの範囲を含む。)</p> <p>3 施設計画地の公図写し   <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>区域及び隣接地を含む。</p> <p>地番・地目・面積を明示し、区域を朱書きする。</p> </div> </p> <p>4 処理施設の配置図 (縮尺 1 / 500程度)</p> <p>5 処理工程図</p>
------	---

備考

1 ( ) 又は [ ] 内に必要事項を記載するとともに、該当する箇所を○で囲むこと。

2 計画地は全て地番を記載すること。

なお、地番が多数の場合には、土地明細表を添付してこれに替えるものとする。

3 取り扱う廃棄物が特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物に該当する場合は、取扱品目の右側に㊟と

記入すること。

様式第 3 号の【土地利用規制関係法令】中

17 その他	含 む 含まない		を  に
17 砂利採取法	含 む 含まない	・採取計画等	
18 採石法	含 む 含まない	・採取計画等	
19 その他	含 む 含まない		

改める。

様式第 3 号中「【その他の関係法令】」を「【環境等に関する法令】」に改め、関係法令の欄中「2 騒音規制法」を「2 振動規制法」に改める。

様式第 4 号 (その 1) を削る。

様式第 4 号 (その 2) 中「(その 2) (焼却施設・最終処分場以外の処理施設用) (7(1)オ)」を「(7(1)ウ)」に改め、1 同意の取得を必要とする地元関係者の範囲等についての「記載上の留意事項」を「記載すべき事項」に、「(1) 同意の取得を必要とする地元関係者の範囲」を「(1) 同意の取得を必要とする地元関係者の範囲等」に、「(2) 地元説明会の開催状況」を「(2) 地元説明会を開催すべき地元住民等の範囲等」に、「(3) 8(1)アに定める者以外の者の同意を必要とする場合には、その理由」を「(3) (1)及び(2)のとおり範囲を定めた理由」に改める。

様式第 5 号中「7(3)ア」を「7(4)ア」に改め、「地区代表者」を「地元代表者」に改め、調整内容の確認の項調整状況の欄中「3 同意の範囲 適・否」の次に「確認日 年 月 日」を加え、「2 市町村長は、事業計画者の責めに帰することのできない理由により周辺住民の同意が得られない場合で、やむを得ないと認めるときは、「調整内容の確認」の 3 の同意の範囲の適に○を付けること。」を「2 市町村長は、住民登録されている住民が所在不明で連絡が取れない場合等、周辺住民等の同意が得られない場合で、やむを得ないと認めるときは、「調整内容の確認」の 3 の同意の範囲の適に○を付けることができる。」に改める。

様式第 6 号中「7(4)」を「7(5)」に改める。

様式第 6 号の 事業概要の項協議項目の欄中

「3 計画地 市 町 大字 字 番地  
郡 村 (全地番)」の次に

「 計画地の敷地面積 ( ) m<sup>2</sup> 」を加える。

様式第 6 号の 事業概要の項協議項目の欄中 4 処理施設の種類及び規模を次のように改める。

#### 4 処理施設の種類及び規模

(1) (産業廃棄物・一般廃棄物) 最終処分場 [安定・管理・遮断型]

ア 埋立面積 ( ) m<sup>2</sup> イ 埋立容積 ( ) m<sup>3</sup>

(2) 産業廃棄物処理施設 (法施設)

[脱水・乾燥・焼却・破碎・その他 ( )]

・ 処理能力 ( ) m<sup>3</sup> (t) / 日 ( 時間)

(3) ごみ処理施設 [焼却・破碎・その他 ( )]

・ 処理能力 ( ) m<sup>3</sup> (t) / 日 ( 時間)



- (4) 指定処理施設 [ 施設]
  - ・ 処理能力 ( ) m<sup>3</sup> ( t ) / 日 ( 時間)
- (5) 特定小型焼却施設
  - ア 火床面積 ( ) m<sup>2</sup>
  - イ 焼却能力 ( ) kg / 時間 ( t ( kg ) / 日)
- (6) 積替保管施設 [保管の有・無]
  - ア 保管容量 ( ) m<sup>3</sup> ( t ) イ 保管場所の面積 ( ) m<sup>2</sup>

様式第 6 号の 事業概要の項協議項目の欄の 5 取扱品目中「ウ ガラスくず及び陶磁器くず」を「ウ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」に改める。

様式第 6 号の別表 2 の表中「処分量方法」を「処分の方法」に改める。

様式第 6 号の添付書類の(1) 能力に関すること。の項中「業のように」を「業の用に」に改め、

中間処理施設	政令第 7 条に規定する施設及び特別管理産業廃棄物を扱う施設	技術管理者	を
	上記以外の施設	技術管理者又は厚生大臣認定の処分に関する講習修了者	
ごみ処理施設		技術管理者	

その他の施設 (積替保管施設を除く。)	技術管理者	に
------------------------	-------	---

改め、エの「及び納税証明書 (所得税若しくは個人事業税又は法人税若しくは法人事業税)」及び「オ 埋立機械を取り扱うものの運転免許証 (写し)」を削り、カをオに繰り上げる。

様式第 6 号の添付書類の(2) 施設に関すること。の項中「中間処理施設」を「産業廃棄物処理施設」に改め、「ごみ処理施設」の次に「・指定処理施設・特定小型焼却施設」を加える。

様式第 6 号の添付書類の (注) 添付書類の省略について中「登記簿謄本」の次に「及び公図」を加える。

様式第 7 号中「7(4)」を「7(5)」に改める。

付 則

- 1 この告示は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際に現に 7(1)アに定める事業計画概要書を提出している者に係る 8(2)の規定の適用については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

茨城県告示第397号

茨城県保健医療計画に基づく病院の開設等に関する指導要綱 (平成 5 年茨城県告示第1243号) の一部を次のように改正する。

平成22年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

第 8 条を次のように改める。

(事前協議結果の有効期限)

第 8 条 前条の規定による事前協議の結果の有効期限は、当該結果の通知の日から起算して 1 年を経過する日までとする。ただし、知事が認める場合は、この限りでない。

付 則

この告示は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

茨城県告示第398号

茨城県保健医療計画に基づく病院の開設等に関する指導要綱（平成 5 年茨城県告示第1243号）第 3 条の規定に基づく事前協議の指定期間等について、次のとおり定めた。

平成22年 3 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受付期間

平成22年 4 月 1 日から平成22年 9 月30日まで

2 事前協議を実施する病床種別及び対象地域

(1) 病床種別

療養病床及び一般病床

(2) 対象地域

古河・坂東保健医療圏

3 病床数

事前協議可能な病床数は、茨城県保健医療計画で定める基準病床数から既存病床数を差し引いた病床数（以下「不足病床数」という。）とする。

なお、不足病床数については、随時、茨城県のホームページに公表する。

4 提出場所

(1) 病院の開設又は診療所の病床の設置にあつては、当該病院の開設又は診療所の病床の設置をしようとする市町村を管轄区域とする保健所

(2) 病院の病床の増加及び病床の種別の変更（一般病床と療養病床間の変更を除く。）並びに診療所の病床の増加にあつては、当該病院又は診療所が立地する市町村を管轄区域とする保健所

5 事前協議書の様式

別紙様式のとおり

6 病床配分の基本的な考え方

救急医療、小児医療、周産期医療（産科を含む。）など当該地域で不足している医療機能の確保につながるような計画について、優先的に病床配分を行う予定である。

別紙様式 (病院用)

平成 年 月 日

茨城県知事 殿  
( 保健所長 殿)

(郵便番号 - )

住 所

氏 名

印

(法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称)

(電話番号)

病 院 の 開 設 等 に 係 る 事 前 協 議 書

茨城県保健医療計画に基づく病院の開設等に関する指導要綱第 3 条の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

病院の開設等の区分	・病院の開設		・病床数の増加		・病床の種別の変更		
	注 該当するものを で囲むこと。						
新設又は増床する病床数	一般病床	床	療養病床	床	計	床	
現在開設している病院の概要	1 病院の所在地及び名称						
	2 病床数等						
	区 分	一 般	療 養	精 神	結 核	感 染 症	計
	許可病床 a						
	現 況 b						
病床利用率 b / a	%	%	%	%	%	%	
	注 1 「現況」の項は、原則として過去 1 年間の月末在院患者数の平均を記入すること。 なお、一覧表を添付すること。						
	注 2 「病床利用率」の項は、小数点以下第 1 位未満を四捨五入すること。						
	3 医師数並びに看護師数、准看護師数及び看護補助者数						
	区 分	標準数	a	現 況	b	充足率	b / a
	医 師 数						%
	看護師数及び 准看護師数						%
	看護補助者数 (療養病 床を有する病院のみ)						%
	注 1 「標準数」欄は、過去 1 年間の月末在院患者数の平均及び 1 日平均通院患者数の平均をもとに人員配置基準についての医療法施行規則第 19 条、第 22 条の 2 若しくは第 43 条の 2、第 49 条、第 52 条、平成 13 年厚生労働省令第 8 号附則第 20 号又は平成 18 年厚生労働省令第 133 号附則第 2 条の各規定に基づき算定した数を記入すること。						
	注 2 「充足率」欄は、小数点以下第 1 位未満を四捨五入すること。						

## 病院開設等の概要

## 1 開設又は増床する病床の概要

## (1) 用途別病床数

病床の用途	病床数	内 容
計		

注 開設又は増加する病床の用途別の内訳を記入し、その内訳ごとに内容を記入すること。

(例...救急用として一般病床 20床 ICU等)

## (2) 名称等 (新規開設の場合のみ記入すること。)

病 院 名		
開設の場所		
診 療 科 目		
管理者	住 所	
	氏 名	

## 2 必要性

(病院開設又は増床について、地域の実情や貴病院の果たそうとする役割などから、当該用途の病床の必要性を具体的に記入すること。)

施設計画の概要

1 病棟等の新・増改築について

(1) 新・増改築の区分 ( で囲むこと。)

( ・新病棟の建設 ・既存病棟の増築 ・既存病棟の改修 ・その他... )

(2) 施設設備の概要

構 造 等	造	地上	階	地下	階
延べ床面積				m <sup>2</sup>	
病 室 数					
病棟以外の施設					

注 1 新・増改築の建物全体で記入すること。

注 2 「各病室の概要」を別葉で添付すること。

注 3 「病棟以外の施設」には、病棟整備と併せて診察室、検査室などの整備を行う場合は記入すること。

注 4 建物の平面図を添付すること。

2 病院敷地の状況 (新たに病院敷地として取得又は賃借等する場合のみ記入すること。)

面 積	m <sup>2</sup>
自己所有, 借地の別	
借地の場合は, 借地 契約又は同意書の有 無	

注 敷地の平面図及び周辺の見取図を添付すること。

3 スケジュールについて

(設計から許可申請, 工事着工及び完成, 運営開始までの予定を記入すること。)

4 概算工事費及び資金計画

(用地取得・建設費等に区分し記入するとともに, その資金計画を記入すること。)

医療従事者の状況 (変更後の状況を記入すること。)

(開設又は変更許可後の病床数)

一般病床	療養病床	精神病床	結核病床	感染症病床	計

(医師)

標準数	a	従事者数	b	充足率	$b / a$
					%

(歯科医師)

標準数	a	従事者数	b	充足率	$b / a$
					%

(薬剤師)

標準数	a	従事者数	b	充足率	$b / a$
					%

(看護師及び准看護師)

標準数	a	従事者数	b	充足率	$b / a$
					%

(看護補助者)

標準数	a	従事者数	b	充足率	$b / a$
					%

(栄養士)

標準数	a	従事者数	b	充足率	$b / a$
					%

(理学療法士及び作業療法士)

従事者数

注1 「標準数」欄に記載した「標準数」については、算出表を添付すること。

注2 「充足率」欄は、小数点以下第1位未満を四捨五入すること。

注3 充足しない場合は、医療従事者の確保の見込みがあることを証明する書類等を添付すること。

別紙様式 (診療所用)

平成 年 月 日

茨城県知事 殿  
( 保健所長 殿)

(郵便番号 - )

住 所

氏 名

(法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称)

(電話番号)

印

診 療 所 の 病 床 の 設 置 等 に 係 る 事 前 協 議 書

茨城県保健医療計画に基づく病院の開設等に関する指導要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

診療所の病床 設置等の区分	・病床の配置 (診療所の開設も含む。) ・病床数の増加 注 該当するものを で囲むこと。		
設置予定病床 数	一般病床 床	療養病床 床	計 床
現在開設して いる診療所の 概要	<p>1 診療所の所在地及び名称</p> <p>2 診療科目</p> <p>3 管理者の住所及び氏名</p> <p>4 病床数</p> <p>5 医師数 ・常 勤 ( 人) ・非常勤 ( 人)</p> <p>6 従事者数 ・看護師及び准看護師数 ( 人) ・看護補助者数 ( 人) ・その他の従事者の職種及び人数 ( 人)</p> <p>注 看護師及び准看護師数並びに看護補助者数については、過去1年間の月末在院患者数の平均及び1日平均通院患者数の平均をもとに人員配置基準についての医療法施行規則第21条の2若しくは平成13年厚生労働省令第8号附則第23条、平成18年厚生労働省令第133号附則第2条、第4条の規定により算定した数を記入すること。</p>		

## 施設計画の概要 (診療所の開設を含む。)

1 診療所の所在地及び名称

2 診療科目

3 管理者の住所及び氏名

4 病床数

5 必要性

(病床の設置の必要性について、地域の実情や患者の状況などから具体的に記入すること。)

## 6 病床の設置基準について

- |                |       |                  |  |
|----------------|-------|------------------|--|
| (1) 病室定員       | (     | 人)               | 基準：療養のみ 4 人以内  |
| (2) 1 人当たり病室面積 | (     | m <sup>2</sup> ) | 基準：療養6.4m <sup>2</sup> 以上，一般4.3m <sup>2</sup> (個室は6.3m <sup>2</sup> ) 以上 |
| (3) 廊下幅        | 片廊下 ( | m)               | 基準：療養新設1.8m以上，一般 (10床以上) 及び療養既存1.2m以上                                    |
|                | 中廊下 ( | m)               | 基準：療養新設2.7m以上，一般 (10床以上) 及び療養既存1.6m以上                                    |
| (4) 機能訓練室面積    | (     | m <sup>2</sup> ) | 基準：療養のみ  |
| (5) 食堂面積       | (     | m <sup>2</sup> ) | 基準：療養患者 1 人当たり 1 m <sup>2</sup> 以上                                       |
| (6) 談話室        | (     | m <sup>2</sup> ) | 基準：療養のみ  |
| (7) 浴室         | (     | m <sup>2</sup> ) | 基準：特殊浴槽の有無 ( 有 ・ 無 ) 療養のみ  |

注 1 (2), (3)及び(7)については、該当する方を で囲むこと。

注 2 「各病室の概要」を別葉で添付すること。

注 3 建物の平面図を添付すること。



施設計画の概要 (診療所の開設を含む。)

7 敷地の状況 (新たに診療所敷地として取得又は賃借等する場合のみ記入すること。)

- (1) 自己所有, 借地の別 ( ・ 自己所有 ・ 借地 )
- (2) 借地の場合は, 借地契約又は同意書の有無 ( ・ 有 ・ 無 )

注 敷地の面積, 平面図及び周辺の見取図を添付すること。

8 スケジュールについて

(設計から許可申請, 工事着工及び完成, 運営開始までの予定を記入すること。)

9 概算工事費及び資金計画

(用地取得・建設費等に区分し記入するとともに, その資金計画を記入すること。)

## 医療従事者の状況

## (病床設置後の病床数)

療養病床	一般病床	計

## (医師)

従事者数

## (看護師及び准看護師)

標準数	a	従事者数	b	充足率	b / a
					%

## (看護補助者)

標準数	a	従事者数	b	充足率	b / a
					%

注1 「標準数」欄は、医療法施行規則第21条の2又は医療法施行規則等の一部を改正する規則附則第23条の規定により常勤換算した数を記入すること。

注2 「充足率」欄は、小数点以下第1位未満を四捨五入すること。

注3 医療従事者の確保の見込みがあることを証明する書類等を添付すること。

公 告

(監 査 委 員)

茨城県監査委員公告第 2 号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第 4 項の規定に基づき、定期監査をしたので、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年 3月29日

茨城県監査委員 石 川 多 聞  
 同 細 谷 典 幸  
 同 島 崎 英 男  
 同 齋 藤 良 彦

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨城県立産業技術短期大学校併設 水戸産業技術専門学院	21. 12. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 霞 ヶ 浦 聾 学 校	21. 12. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 筑 西 保 健 所	21. 12. 22	財務に関する事務の執行は、予算の執行に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 県 西 農 林 事 務 所	21. 12. 22	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 県 南 農 林 事 務 所 稲敷土地改良事務所	21. 12. 24	財務に関する事務の執行は、経済性に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 浦 土 木 事 務 所	21. 12. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 環 境 放 射 線 監 視 セ ン タ ー	21. 12. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 県 北 農 林 事 務 所 常陸大宮地域農業改良普及センター	21. 12. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 佐 竹 高 等 学 校	21. 12. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 工 業 技 術 セ ン タ ー 窯 業 指 導 所	21. 12. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 水 戸 商 業 高 等 学 校	21. 12. 28	財務に関する事務の執行は、予算の執行に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 水 戸 飯 富 養 護 学 校	21. 12. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 北 茨 城 養 護 学 校	21. 12. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 小 川 高 等 学 校	21. 12. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 鹿 行 農 林 事 務 所	22. 1. 12	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 鉾 田 工 事 事 務 所	22. 1. 12	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 北 海 道 事 務 所	22. 1. 13	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨城県東京農産物販売推進センター	22. 1. 13	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県大洗港湾事務所	22. 1. 13	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立水戸工業高等学校	22. 1. 13	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県工業技術センター繊維工業指導所	22. 1. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県常陸大宮土木事務所	22. 1. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県土浦保健所	22. 1. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県つくば保健所	22. 1. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立水戸第三高等学校	22. 1. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県竜ヶ崎工事事務所	22. 1. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県利根流域下水道事務所	22. 1. 21	財務に関する事務の執行は、工事にに関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨城県立教育研修センター	22. 1. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県行方警察署	22. 1. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立産業技術短期大学校	22. 1. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立鉾田第一高等学校	22. 1. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立鉾田農業高等学校	22. 1. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立医療大学	22. 1. 27	財務に関する事務の執行は、収入及び契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨城県県南農林事務所	22. 1. 27	財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。 旧土浦土地改良事務所において、支出負担行為決議票（382件）及び支出票（98件）を庁舎移転の際紛失したこと、及び紛失により当該支出負担行為の適否確認ができなかったことは適切でない。
茨城県県西県民センター	22. 1. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県行方県税事務所	22. 1. 29	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県潮来土木事務所	22. 1. 29	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県県央農林事務所	22. 1. 29	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県水戸土木事務所	22. 1. 29	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立土浦養護学校	22. 2. 5	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県病害虫防除所	22. 2. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨 城 県 立 筑 波 高 等 学 校	22. 2. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 大 子 養 護 学 校	22. 2. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 太 田 警 察 署	22. 2. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 ひ た ち な か 保 健 所	22. 2. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 東 京 事 務 所	22. 2. 15	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 常 陸 大 宮 保 健 所	22. 2. 15	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 県 北 農 林 事 務 所	22. 2. 15	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 水 産 試 験 場	22. 2. 15	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 鹿 島 港 湾 事 務 所	22. 2. 15	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 県 北 教 育 事 務 所	22. 2. 15	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 鹿 島 養 護 学 校	22. 2. 16	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 那 珂 高 等 学 校	22. 2. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 常 陸 太 田 工 事 事 務 所	22. 2. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 常 陸 太 田 県 税 事 務 所	22. 2. 22	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 高 萩 工 事 事 務 所	22. 2. 22	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 つ く ば ま ち づ く り セ ン タ ー	22. 2. 23	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 つ く ば 中 央 警 察 署	22. 2. 23	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 水 戸 県 税 事 務 所	22. 2. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 水 戸 第 二 高 等 学 校	22. 2. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 鹿 行 県 民 セ ン タ ー	22. 3. 2	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 鉾 田 保 健 所	22. 3. 2	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 業 総 合 セ ン タ ー 鹿 島 地 帯 特 産 指 導 所	22. 3. 2	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 日 立 第 二 高 等 学 校	22. 3. 2	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 藤 代 高 等 学 校	22. 3. 2	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 岩 井 高 等 学 校	22. 3. 2	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨 城 県 立 結 城 養 護 学 校	22. 3. 2	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 自 転 車 競 技 事 務 所	22. 3. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 常 総 保 健 所	22. 3. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 潮 来 保 健 所	22. 3. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 日 立 産 業 技 術 専 門 学 院	22. 3. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 岩 瀬 高 等 学 校	22. 3. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 石 岡 第 二 高 等 学 校	22. 3. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 大 子 清 流 高 等 学 校	22. 3. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 霞 ヶ 浦 流 域 下 水 道 事 務 所	22. 3. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 下 妻 第 一 高 等 学 校	22. 3. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 取 手 警 察 署	22. 3. 5	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 県 央 農 林 事 務 所 笠 間 地 域 農 業 改 良 普 及 セ ン タ ー	22. 3. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 林 業 技 術 セ ン タ ー	22. 3. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 内 水 面 水 産 試 験 場	22. 3. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 多 賀 高 等 学 校	22. 3. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 日 立 商 業 高 等 学 校	22. 3. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 ひ ち ち な か 東 警 察 署	22. 3. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 筑 西 産 業 技 術 専 門 学 院	22. 3. 9	財務に関する事務の執行は、予算の執行に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 牛 久 高 等 学 校	22. 3. 9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 こ だ も 福 祉 医 療 セ ン タ ー	22. 3. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 那 珂 久 慈 流 域 下 水 道 事 務 所	22. 3. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 県 南 教 育 事 務 所	22. 3. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 高 萩 警 察 署	22. 3. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 日 立 警 察 署	22. 3. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 笠 間 警 察 署	22. 3. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨 城 県 鹿 嶋 警 察 署	22. 3. 11	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 牛 久 警 察 署	22. 3. 11	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 つ く ば 北 警 察 署	22. 3. 11	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 桜 川 警 察 署	22. 3. 11	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 鹿 行 教 育 事 務 所	22. 3. 11	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 麻 生 高 等 学 校	22. 3. 11	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 結 城 第 一 高 等 学 校	22. 3. 11	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 守 谷 高 等 学 校	22. 3. 11	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

茨城県監査委員公告第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 7 項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査をしたので、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年 3 月29日

茨城県監査委員 石 川 多 聞  
 同 細 谷 典 幸  
 同 島 崎 英 男  
 同 齋 藤 良 彦

団 体 名	実施年月日	監査対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
財団法人 茨城県国際交流協会	21. 12. 8	平成20年度	[出資金] 県出資金 391,400,000円 (基本金) 491,400,000円 [補助金] 茨城県国際交流協会運営費等補助金 46,968,517円 外国人への多言語による情報提供事業 (ハングル) 補助金 2,600,000円 上海事務所事業費補助金 40,197,243円	出資及び補助金に係る出納 その他の事務の執行は、適正 に処理されたものと認める。

団 体 名	実施年月日	監査対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
財団法人 茨城県環境保全事業団	21. 12. 28	平成20年度	[出資金] 県出資金 768,274,000円 (基本金) 768,274,000円 建設基金県出資金 1,000,000,000円 (建設基金) 3,273,810,000円 [貸付金] 公共処分場整備事業費貸付金 2,500,000,000円 [損失補償限度額] 16,009,155,000円	出資及び補助金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
社会福祉法人 茨城県社会福祉事業団	22. 1. 18	平成20年度	[出資金] 県出資金 10,000,000円 (基本金) 10,000,000円 [補助金] 茨城県社会福祉事業団運営費補助金 82,557,850円 [公の施設の指定管理料] 茨城県立あすなろの郷 3,308,371,418円 茨城県立児童センターこどもの城 72,700,132円 茨城県総合福祉会館 112,772,000円	出資、補助金及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
社会福祉法人 茨城県視覚障害者協会	22. 1. 19	平成20年度	[公の施設の指定管理料] 茨城県立点字図書館及び茨城県立視覚障害者福祉センター 51,148,000円	公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、会計処理に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
社団法人 茨城県聴覚障害者協会	22. 1. 21	平成20年度	[公の施設の指定管理料] 茨城県聴覚障害者福祉センター 31,890,000円	公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、会計処理に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。



団 体 名	実施年月日	監査対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
財団法人 茨城県中小企業振興公社	22. 1. 22	平成20年度	[出資金] 県出資金 35,000,000円 (基本金) 35,000,000円 [補助金] 茨城県中小企業経営資源強化対策費補助金 206,185,971円 いばらき産業大県フェア2008開催事業費補助金 10,000,000円 新事業創設拠点設置運営事業費補助金 82,308,615円 マネジメントエキスパート派遣事業費補助金 2,872,654円 設備資金貸付事業費補助金 20,977,695円 茨城県中心市街地商業活性化推進事業費補助金 1,465,605円 [貸付金] 小規模企業者等設備導入資金貸付 636,570,000円 [損失補償] 茨城県小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る損失補償 23,518,000円	出資及び補助金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県住宅供給公社	22. 1. 22	平成20年度	[出資金] 県出資金 5,000,000円 (基本金) 10,000,000円 [補助金] 経営支援補助金 6,387,000,000円 [貸付金] 経営支援資金 34,228,000,000円 公営住宅用地先行取得資金 1,337,284,000円 茨城県シニア住宅供給事業資金 1,000,000,000円 [損失補償限度額] 55,900,000,000円	出資及び補助金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

団 体 名	実施年月日	監査対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
茨城県土地開発 公社	22. 1. 29	平成20年度	[出資金] 県出資金 30,000,000円 (基本金) 30,000,000円 [補助金] 茨城県土地開発公社経営支援補助金 972,000,000円 [貸付金] 茨城県土地開発公社経営健全化対策長 期貸付金 22,081,740,000円 [債務保証限度額] 34,100,000,000円	出資及び補助金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
財団法人 筑波 メディカルセン ター	22. 2. 1	平成20年度	[補助金] 救命救急センター運営費補助金 14,761,000円 茨城県地域がんセンター運営費補助金 31,000,000円 がん診療連携拠点病院機能強化事業補 助金 15,001,000円 筑波剖検センター運営事業補助金 5,896,000円 感染症指定医療機関運営事業費補助金 1,130,000円 後期臨床研修医事業費補助金 2,080,000円 茨城県臓器移植コーディネーター設置 事業費補助金 4,700,000円 病院内保育所運営費補助金 7,425,000円 新型インフルエンザ患者入院医療機関 設備事業補助金 3,212,000円	補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
財団法人 茨城 県職員互助会	22. 2. 10	平成20年度	[補助金] 茨城県職員互助会運営費補助金 55,160,358円	補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
財団法人 茨城 県教職員互助会	22. 2. 10	平成20年度	[補助金] 茨城県教育委員会の任命に係る職員の 互助団体に対する補助金 130,584,000円	補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

団 体 名	実施年月日	監査対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
財団法人 茨城 県勤労者余暇活 用事業団	22. 2. 10	平成20年度	[出資金] 県出資金 2,000,000円 (基本金) 4,000,000円 [補助金] 余暇活用センターやみぞ施設等整備費 補助金 14,187,600円 [貸付金] 勤労者余暇活用事業団貸付金 22,000,000円	出資及び補助金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
鹿島都市開発 株式会社	22. 2. 16	平成20年度	[出資金] 県出資金 693,000,000円 (資本金) 1,480,800,000円 [貸付金] 茨城県鹿島地域商業・業務拠点整備資 金貸付金 10,383,478,000円 [公の施設の指定管理料] 鹿島セントラルモール 74,806,000円	出資、公の施設の指定管理及び貸付金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
財団法人 茨城 県体育協会	22. 2. 18	平成20年度	[出資金] 県出資金 35,234,342円 (基本金) 69,282,316円 [補助金] 茨城県体育協会補助金 18,851,377円 競技力向上費補助金 61,534,029円 国民体育大会派遣費補助金 80,085,566円 茨城県体育協会給与費補助金 95,150,165円 [公の施設の指定管理料] 堀原運動公園 151,466,000円 笠松運動公園 439,951,520円 里美野外活動センター 34,008,493円	出資、補助金及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

団 体 名	実施年月日	監査対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
財団法人 茨城 県農林振興公社	22. 2. 24	平成20年度	<p>[出資金]</p> <p>県出資金 15,000,000円</p> <p>(基本金) 15,000,000円</p> <p>[補助金]</p> <p>茨城県農林振興公社補助金 143,570,902円</p> <p>茨城県農地保有合理化促進事業補助金 16,780,000円</p> <p>茨城県農地保有合理化推進事業補助金 2,176,716円</p> <p>茨城県経営構造対策支援事業補助金 31,787,413円</p> <p>茨城県強い農業づくり補助金 9,404,000円</p> <p>茨城県新しい農業担い手確保育成推進 事業補助金 6,040,000円</p> <p>茨城県畜産基盤再編総合整備事業費補 助金 161,439,000円</p> <p>茨城県森林環境保全整備事業補助金 32,144,213円</p> <p>[貸付金]</p> <p>就農支援資金貸付金 157,322,000円</p> <p>茨城県分収造林貸付金 150,008,019円</p> <p>[損失補償限度額] 198,093,968円</p> <p>[公の施設の指定管理料]</p> <p>茨城県県民の森等の指定管理業務 143,288,000円</p> <p>茨城県水郷の森の指定管理業務 26,023,000円</p> <p>茨城県鳥獣センター指定管理業務 8,780,000円</p>	出資、補助金等及び公の施設 の指定管理に係る出納その 他の事務の執行は、適正に処 理されたものと認める。
財団法人 茨城 県青少年協会	22. 3. 3	平成20年度	<p>[出資金]</p> <p>県出資金 50,000,000円</p> <p>(基本金) 50,100,000円</p> <p>[公の施設の指定管理料]</p> <p>茨城県立青少年会館の管理 38,926,375円</p>	出資及び公の施設の指定管 理に係る出納その他の事務の 執行は、適正に処理されたも のと認める。

団 体 名	実施年月日	監査対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
茨城県国民健康 保険団体連合会	22. 3. 8	平成20年度	[補助金] 国民健康保険団体連合会補助金 20,284,000円 介護保険苦情処理体制整備事業費補助 金 7,483,000円	補助金に係る出納その他の 事務の執行は、適正に処理さ れたものと認める。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)